



平成28年 5月16日

各 位

会 社 名 株式会社大気社
代表者名 代表取締役社長 上山 悟
(コード番号 1979 東証第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長
加藤 考二
(TEL 03-5338-5052)
(URL <http://www.taikisha.co.jp/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年 5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年 6月29日開催予定の第71回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議により法令の定める限度において責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、現行定款第25条及び第33条の一部を変更するものであります。

なお、第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年 6月29日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成28年 6月29日(水曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第25条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第25条 — <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>— 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第33条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第33条 — <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>— 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

以上